

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 一般社団法人山梨県トラック協会（以下「梨ト協」という。）は、事業用トラックの追突事故を削減するために、車両総重量3,5ト以上8ト未満の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）装着の普及を図るため、第2条の要件を満たす装置を導入した梨ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。
なお、対象会員は資本金の額または出資の総額が3億円以下で常時使用する従業員の数が300名以下の会社及び個人とする。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業（先進自動車（ASV）の導入に対する支援）の対象装置と同一とする。

（助成額）

第3条 助成額は、会員が新たに装着する装置に対して1台あたり取得価格の1/4（上限50,000円）とする。ただし、国の補助事業を活用した場合は対象外とする。

（助成金の申請）

第4条 会員は、装置装着の完了後、様式2により衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業実績報告書（兼助成金請求書）を梨ト協に提出しなければならない。

（実績報告提出期限）

第5条 前条の実績報告書の受付期間は、助成対象期間終了後の2月15日（ただし土、日祝祭日の場合は翌日）までとする。ただし、受付期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。
なお、助成金対象期間は毎年4月1日から翌年1月31日までに装着・支払等すべて完了したものとする。

（助成金の交付）

第6条 請求を受けた梨ト協は、特別の事情が有る場合を除き3月末日までに会員に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 会員は、助成対象の装置を導入の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関するその他の必要事項は梨ト協がこれを定める。

(附則)

1. 平成21年4月28日制定
2. 平成27年6月12日一部改正
3. 平成28年5月25日一部改正
4. 平成29年5月22日一部改正
5. 平成30年4月 1日一部改正

令和2年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業
【実施要領】

令和2年4月1日
一般社団法人山梨県トラック協会

1.事業の趣旨

事業用自動車の交通事故を削減するため、車両総重量3,5トンを以上8トン未満の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを導入し、追突による事故を減少させることを目的とする。

2. 助成制度の対象者

協会会員事業者で資本金の額または出資の総額が3億円以下で常時使用する従業員の数が300名以下の会社及び個人。

2.助成金予算額

500,000円

3.助成金額

会員事業者が導入する機器

1台につき取得価格の1/4（上限50,000円）

※ 全ト協からも1台につき取得価格の1/2（上限50,000円）にて助成あり。

※ 国からの補助金を受けたものについては対象外とする。

4.助成対象機器

国の事故防止対策支援推進事業の対象機種と同一とする。

5.実施期間

助成金対象期間 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに、装着・支払等すべてを完了したものとする。

6.申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したものについては、申請の受付を令和3年2月15日までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。